

**武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画
(令和7(2025)年度～11(2029)年度)**

答申案 (最終案)

令和7(2025)年1月

武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画策定委員会

目 次

第 1 章 武蔵野市における長期計画・調整計画について

- (1) これまでのあゆみ…………… 1
- (2) 武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画の策定について…………… 1
- (3) 第二次調整計画の位置付けと計画期間について…………… 2
- (4) 計画見直しのサイクルについて…………… 3

第 2 章 施策の体系（テーマ別の見直し）

- (1) 就労を含めた高齢者の社会参加の支援…………… 5
- (2) 子育て世代への外出支援…………… 7
- (3) 今後の学校改築のあり方の検討…………… 8
- (4) 吉祥寺イーストエリアのまちづくり…………… 9
- (5) 吉祥寺パークエリアのまちづくり…………… 9

第 3 章 財政計画…………… 12

参考資料

- 参考資料 1 武蔵野市自治基本条例…………… 21
- 参考資料 2 武蔵野市長期計画条例・条例施行規則…………… 26
- 参考資料 3± 第六期長期計画・第二次調整計画策定の流れ…………… 28±9
- 参考資料 4± 用語説明…………… 29±1
- 参考資料 5± 第六期長期計画・調整計画の付表及び参考資料…………… 31±23

《 第六期長期計画・第二次調整計画をお読みいただくうえでの注意事項 》

第六期長期計画・第二次調整計画は、市長公約のうち第六期長期計画・調整計画から読み取ることが難しいテーマに絞って策定を行っています。テーマ以外の内容は第六期長期計画・調整計画が引き継がれます。

そのため計画の全体把握には、第六期長期計画・調整計画もあわせてお読みいただく必要があります。

武蔵野市第六期長期計画・調整計画 ▶



1

2

3

4

5

6

7

8

第 1 章

9

武蔵野市における長期計画・調整計画について

（１）これまでのあゆみ

武蔵野市は、昭和 46(1971)年の最初の「基本構想・長期計画」から、市民参加・議員参加・職員参加をはじめとした「武蔵野市方式」と呼ばれる計画策定に取り組み、これまで半世紀にわたり、「市民自治」を原則として、長期計画に基づく計画的な市政運営を推進してきた。市民自治とは、市民が主体となって自らの住むまちを築き運営していくという考え方である。

この間、公共施設や下水道などの市民生活の基盤が計画的に整備されるとともに、福祉や教育・環境など各分野で市民と行政の協働による施策が展開され、市民生活全般の水準は着実に高まった。

市民自治の考え方は、本市の市政運営の最も重要な原理として今なお引き継がれている。平成 23(2011)年の地方自治法改正により、基本構想策定の法的な義務付けが廃止されたが、長きにわたる武蔵野市方式による計画策定の歴史を踏まえ、武蔵野市方式を制度化した武蔵野市長期計画条例を平成 23(2011)年 12 月に制定した。

また、4 年ごとに策定される長期計画のみならず、様々な市政課題解決のために策定される専門的・具体的な個別計画においても、パブリックコメントや意見交換会の実施など、幅広く市民の参加や意見を求めることが、武蔵野市方式という市政運営の一般的なスタイルとなっている。

このような市民自治の理念、市政運営のスタイルを未来へ継承し、発展させていくことを目的とした武蔵野市自治基本条例*（以下「自治基本条例*」という。）が令和 2(2020)年 4 月に施行された。

令和 4(2022)年度から令和 5(2023)年 11 月にかけて策定された、第六期長期計画・調整計画（以下「現行計画」という。）においても、自治基本条例*及び武蔵野市長期計画条例に基づき、これまで培ってきた武蔵野市方式による策定方式を継承しつつ、対面のみならずオンラインによる策定委員会の傍聴や意見交換・ワークショップの実施のほか、中高生世代と策定委員会の意見交換などの新たな手法を試みながら、より多様で広範な市民参加によって策定を行い、現行計画は令和 5(2023)年 11 月に答申を受けた。

答申直後の 12 月に市長選挙が行われ、新市長のもと、市民参加・議員参加・職員参加をはじめとした武蔵野市方式で丁寧に議論を積み重ね策定された答申を尊重し、令和 6(2024)年 1 月に計画が決定された。

（２）武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画の策定について

令和 6(2024)年 4 月より現行計画を開始し、市政運営を着実に進めているが、いくつかの市長公約については読み取ることが難しいという課題が残った。そこで、4 月に武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画（以下「第二次調整計画」という。）庁内推進本部が設置され、市長公約のうち第六期長期計画・調整計画から読み取ることが難しいテーマに絞って策定を行っていくことなどの基本的な考え方を定められた。

7 月に武蔵野市長期計画条例及び同条例施行規則の規定に基づき、計画案の作成及び答申について求めるため、第二次調整計画策定委員会が発足され、市長より諮問がなされた。公約の多く

は現行計画から読み取ることができるという意見もあったが、記述の明確化や強調すべき取り組み、状況の変化等に対応するため加筆修正を行うこととし、第二次調整計画を作成した。

《第二次調整計画で議論したテーマ》

- 1 就労を含めた高齢者の社会参加の支援
- 2 子育て世代への外出支援
- 3 今後の学校改築のあり方の検討
- 4 吉祥寺イーストエリアのまちづくり
- 5 吉祥寺パークエリアのまちづくり

《第二次調整計画の基本的な考え方》

- 1 第六期長期計画の議決事項「武蔵野市第六期長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について」の枠組みの中で見直しを行う。
- 2 市長公約について、第六期長期計画・調整計画から読み取ることが難しいところにテーマを絞って策定する。
- 3 市長公約の速やかな実現を図ることができるよう、第二次調整計画を令和6(2024)年度中に策定する。
- 4 テーマを絞って速やかに策定するため、可能な範囲で市民参加・議員参加・職員参加を中心とした「武蔵野市方式」に則り策定する。そのため、人口推計の実施や地域生活環境指標の作成、討議要綱の作成は行わない。
- 5 第二次調整計画の策定にあたっては、現在策定中の個別計画等との調整を行う。

(3) 第二次調整計画の位置付けと計画期間について

第二次調整計画は、記載の5つのテーマ及び計画期間や財政計画に絞って計画策定を行い、その他の内容については現行計画の記載を引き継ぐものである。したがって、第二次調整計画の施策の体系(テーマ別の見直し)に記載されている内容以外は現行計画を参照することとなる。

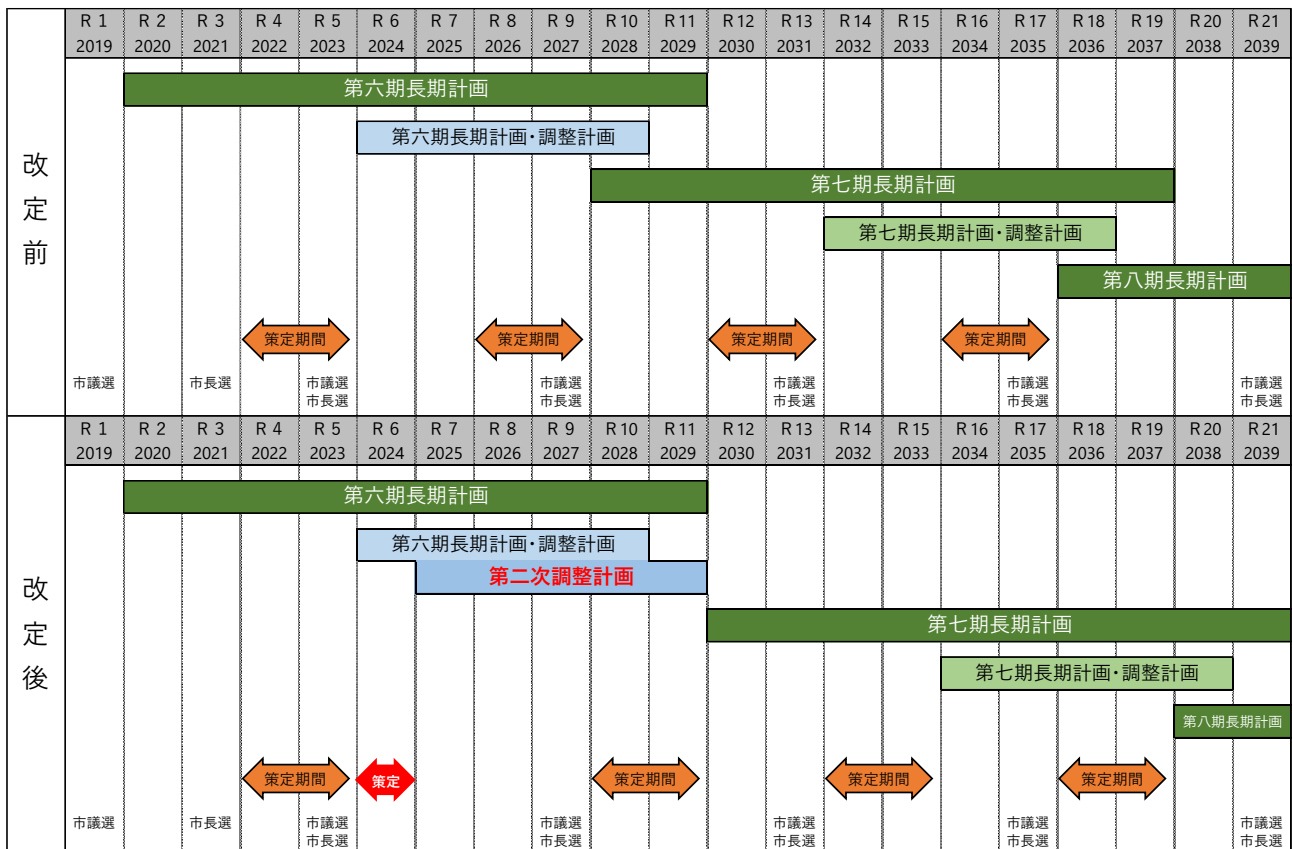
第二次調整計画の計画期間については、現行計画から引き継いだ内容も含め令和7(2025)年度から11(2029)年度までとする。

(4) 計画見直しのサイクルについて

現在の計画見直しのサイクルでは、第七期長期計画について、令和8(2026)年度から策定、令和10(2028)年度から計画開始とする想定であったが、この場合、策定委員会への諮問から答申までの間に市長選挙及び市議会議員選挙を挟むこととなる。

こうした課題を解決するため、第七期長期計画の策定及び計画開始をそれぞれ2年後ろ倒し、市長選挙及び市議会議員選挙後、速やかに次期計画の策定を始められるサイクルに改めることとする。

■計画見直しのサイクル



《長期計画と調整計画について》

長期計画・・・目指すべき将来像を示し、その実現に向けた政策を定める10年間の計画。前期5年を実行計画（個別の施策や事業を前半5年間で実行していくための計画）、後期5年を展望計画（優先順位が劣るものや財政的事情で実施が難しいものなど、長期的な視点で展望する計画）としている。

調整計画・・・長期計画策定以降の社会情勢等の変化や実行計画の進捗状況を踏まえ、新たに策定する実行計画。実行計画に掲げた施策のうち、事業未着手、目標未到達等の施策への対応、展望計画として掲げた施策の検討、長期計画策定時からの社会状況の変化により求められる施策についての議論を主軸に、時代背景に応じて見直し、策定を行う。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

第 2 章

施策の体系

(テーマ別の見直し)

《資料の読み方》

第六期長期計画・調整計画では 6 つの分野、~~112~~~~109~~の施策によって施策の体系を構成していますが、第二次調整計画は~~そのうち~~4 つの分野、8 つの施策の一部を見直しました。一部見直しを行った施策は全文掲載し、見直しを行った範囲は太字で表示しています。

議論したテーマ	見直しを行った第六期長期計画・調整計画の施策
1 就労を含めた高齢者の社会参加の支援	健康・福祉 基本施策 1 ① <u>「健康長寿のまち武蔵野」の推進 (P49)</u> 平和・文化・市民生活 基本施策 7 ① <u>産業の振興 (P78)</u>
2 子育て世代への外出支援	子ども・教育 基本施策 3 ① <u>まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援する事業の推進 (P63)</u> 都市基盤 基本施策 3 ② <u>市民の移動手段の確保 (P94)</u>
3 今後の学校改築のあり方の検討	子ども・教育 基本施策 5 ④ <u>学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保 (P67)</u>
4 吉祥寺イーストエリアのまちづくり	平和・文化・市民生活 基本施策 5 ② <u>文化振興基本方針に基づく文化施策の推進 (P75)</u>
5 吉祥寺パークエリアのまちづくり	都市基盤 基本施策 3 ③ <u>地域の実態に沿った自転車利用環境の整備 (P94)</u> 都市基盤 基本施策 6 ① <u>吉祥寺駅周辺 (P98)</u>

1 (1) 就労を含めた高齢者の社会参加の支援

2 ■ 第六期長期計画・第二次調整計画

文中のページ表記は第六期長期計画・
調整計画冊子のページを示します。

3 【健康・福祉】

4 基本施策1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み（P49）

5 ①「健康長寿のまち武蔵野」の推進

6 誰もが、より長く心身ともに健康で元気に暮らすことができる社会を目指して、市民一人ひ
7 とりが予防的な視点を持ち、主体的に健康づくりに取り組む活動（セルフケアの支援の推進）を
8 支援するとともに、各種保健事業を実施する。

9 新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出の自粛、通いの場やボランティア等の地域活動の
10 休止・縮小等により、フレイル*の進行が懸念されており、特にフレイル*のリスクが高い高齢
11 者に向けてフレイル*及び認知症予防の普及啓発のため、「健康長寿のまち武蔵野推進月間」な
12 どの施策を推進する。健康長寿のための三要素、運動・栄養・社会参加を踏まえ、市民主体の活
13 動とともに、民間企業やNPO等との連携、デジタル技術の活用等により、フレイル*予防事業の
14 実施数の増加及び内容の多様化を目指す。栄養については、ライフステージや個々の状況に応じ
15 て異なる課題に対して、地域の団体や企業等と連携した事業実施や情報提供、専門職が連携して
16 行う栄養ケアなどの食育事業を推進する。

17 聴こえの問題は、高齢者の社会参加の低下や認知症の要因となることがあるため、普及啓発や
18 相談事業などの新たな取組みを検討する。

19 また、趣味、文化・芸術、スポーツ等を通じた健康づくり、生きがいづくりを支援するととも
20 に、高齢者がそれまで培った知識、経験、スキルを生かすことができるよう、地域における就労
21 を含めた幅広い社会参加の機会の拡充を図る。さらに、高齢者一人ひとりが本人の意向、心身の
22 状態及び生活の状況などに合わせて社会参加を継続できるよう、それぞれの活動間の連続性が
23 確保されるための取組みを進める。あわせて、（公社）武蔵野市シルバー人材センター*につい
24 て、事務局機能の強化を含め、活性化に向けた支援に取り組む。

25 子どもの視力、聴力の低下や生活習慣病の低年齢化への対応も課題であり、早期に発見し対応
26 につながる取組みや関連事業の普及啓発に努める。



第六期長期計画・調整計画
健康・福祉分野

30 【平和・文化・市民生活】

31 基本施策7 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興（P78）

32 ①産業の振興

33 第三期武蔵野市産業振興計画の推進を通じて、新型コロナウイルス感染拡大がもたらした社
34 会の変化に適応した産業振興施策を展開する必要がある。そのうえで、実態に合わせた施策・事
35 業を実施するため、計画策定や経済対策検討時に随時実施してきた市内産業実態調査の定期的
36 な実施を検討する。

また、近年の生産年齢人口の減少等を背景とした商店街の担い手不足や中小規模事業者の後継者不足などに対応するために、市内三駅圏の商店会における現状と課題把握をし、それぞれの地区で求められる取組みについて検討するほか、リスクリング*に取り組む事業者への支援も検討し、多様な人材を生かす雇用・就労支援等に取り組む。さらに、コロナ禍の緊急経済対策として実施してきた商店会活性出店支援金事業は、今後もまちの活性化に資するような制度として、再構築を検討する。創業・事業承継支援事業については、相談窓口としての認知度を高め、希望者が相談に繋がるように広報を強化していくほか、引き続き、認定創業支援施設との情報共有・連携を進めることで市全体として支援の取組みを強化していく。さらに、高度化、専門化する相談内容に対応するため、専門家の活用について検討する。

令和3（2021）年度に実施した製菓事業者と市内農業者とを結ぶ取組みは、地元事業者が市内産農産物に高い関心があることや事業者連携が市内経済に好循環を生み出すという気づきがあった。それを受け、令和4（2022）年度には市内事業者同士のマッチングやコラボレーションを進めるためのプラットフォームとして CO+LAB MUSASHINO（こらぼむさしの）*を試行実施している。この CO+LAB MUSASHINO（こらぼむさしの）*については、試行事業を継続しつつ、令和6（2024）年度以降の本格実施を見据えた事業のあり方を検討するとともに、本市の強みでもある文化の多様な集積やまちの魅力向上にも資するクリエイティブ産業を含めた本市の新たなチャレンジ事業として魅力創出を図る。

ふるさと応援寄附*の制度を活用した市の魅力発信の方向性については、引き続き検討していくほか、新規事業者の開拓にも継続的に取り組む。また、体験型の返礼品を増加させることで、来街者を増やす仕組みを構築していく。さらに、本市への寄附額を増やすために、広報の充実、返礼率の見直しを図るほか、制度利用者にとっての利便性向上にも引き続き取り組む。



第六期長期計画・調整計画
平和・文化・市民生活分野

1 (2) 子育て世代への外出支援

2 ■ 第六期長期計画・第二次調整計画

文中のページ表記は第六期長期計画・
調整計画冊子のページを示します。

3 【子ども・教育】

4 基本施策3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実（P63）

5 ①まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援する事業の推進

6 子どもと子育て家庭への支援については、子育てをしている家庭や保護者のみならず、社会全
7 体で取り組む必要がある。

8 地域社会全体で子どもと子育て家庭を応援するため、市民や事業者との連携、協働の事業を
9 進め、子どもがいる世帯が働きやすいまちづくり、子どもと一緒に訪れやすいまちづくりを推
10 進する。また、子どもと一緒に安心して外出できる施策を移動の負担が大きい世代を中心に実
11 施する。武蔵野のまち全体で、あらゆる分野で子どもの視点に立った、子どもと子育てを応援す
12 るまちを推進する施策を実施していく。また、子どもと子育て家庭を支援する事業やイベント情
13 報を適時適切に提供することにより、まちぐるみで子どもと子育て家庭を応援するメッセージ
14 を強く発信する。



第六期長期計画・調整計画
子ども・教育分野

18 【都市基盤】

19 基本施策3 誰もが利用しやすい交通環境の整備（P94）

20 ②市民の移動手段の確保

21 高齢化の進行等に伴い、交通弱者に対応した交通環境の整備が求められる一方、地域公共交
22 通*における乗務員不足等も生じている。現在の地域公共交通*網を維持しつつ、限られた交通
23 資源を相互補完し、効果的かつ効率的に活用していく必要がある。また、地域公共交通*の利用
24 に不便を感じながらも、レモンキャブ*やリフトタクシーつながり*の登録対象とならない高齢
25 者・子育て世代等に対して、地域公共交通*と福祉交通の連携等による対応を検討する。ムーバ
26 ス*の事業展開や料金体系については、今後の市民サービスのあり方、受益者負担や公平性、事
27 業効率性等、様々な視点から検討する。



第六期長期計画・調整計画
都市基盤分野

1 (3) 今後の学校改築のあり方の検討

2 ■ 第六期長期計画・第二次調整計画

3 【子ども・教育】

文中のページ表記は第六期長期計画・
調整計画冊子のページを示します。

4 基本施策5 教育環境の充実と学校施設の整備（P67）

5 ④学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保

6 「武蔵野市学校施設整備基本計画」に基づき、改築事業に着手している。学校の改築において
7 は、地域で子どもたちを育てるという視点が大切である。今後の改築事業が予定される学校(※)
8 は、子どもの学びを第一に、全市的な視点から中学校の適正な数や将来未来における教育を見据
9 えた校舎のあり方について、子ども、教職員、保護者、地域の意見や専門家の知見を踏まえ、建
10 築面や財政面など様々な観点も含めて検討し、改築を進める。

11 既存の学校施設については、定期的な点検と計画的な保全改修を継続するとともに、児童生徒
12 数の増加、教育的ニーズの変化、自然災害リスク等にも適切に対応して、良好な施設環境を確保
13 する。

14 給食調理施設については、改築事業にあわせて小学校の自校調理施設の整備を進める。すでに
15 改築を終えている大野田小学校・千川小学校については、改築事業の進捗に留意しつつ整備時期
16 を検討する。

17
18 (※) 第一小学校、第二小学校、第三小学校、第四小学校、境南小学校、
19 本宿小学校、関前南小学校、桜野小学校、第二中学校、第三中学校、
20 第四中学校、第六中学校 計 12 校



第六期長期計画・調整計画
子ども・教育分野

1 (4) 吉祥寺イーストエリアのまちづくり

2 (5) 吉祥寺パークエリアのまちづくり

3 ■ 第六期長期計画・第二次調整計画

4 【平和・文化・市民生活】

文中のページ表記は第六期長期計画・
調整計画冊子のページを示します。

5 基本施策5 豊かで多様な文化の醸成（P75）

6 ①文化振興基本方針に基づく文化施策の推進

7 令和3（2021）年度に示された文化施設の在り方検討委員会報告書を踏まえ、今後の文化施
8 設の活用や整備について検討を進めるとともに、文化振興基本方針に基づき、文化施策の取組
9 みの評価を行う。

10 武蔵野公会堂は、設備の老朽化やバリアフリー化等の課題を抱えているため、令和4（2022）
11 年度に策定した改修等基本計画に基づき、市民文化の拠点として施設改修を行う。将来的な
12 武蔵野公会堂のあり方については、他の公共施設の更新時期等を踏まえつつ、全市的な視点
13 から必要な機能についての検討を進めていく。

14 芸能劇場は、利用の実態等を踏まえ、古典芸能の保存等という設置目的を再検討するととも
15 に、老朽化している各種設備を更新する。

16 茶会などで長年にわたり活用されてきた松露庵は、築後80年が経過し、調査の結果、建物の
17 物理的限界に近いことが判明したため、今後の施設のあり方について、建物の状況を勘案し廃止
18 も視野に入れ検討する。



第六期長期計画・調整計画
平和・文化・市民生活分野

22 【都市基盤】

23 基本施策3 誰もが利用しやすい交通環境の整備（P94）

24 ③地域の実態に沿った自転車利用環境の整備

25 公共自転車駐車場は、借地や市有地の暫定利用が多いため、恒久的な用地確保が求められてい
26 るが、難しい状況にある。また、駅周辺の商業が集積するエリアでは、走行自転車と歩行者との
27 輻輳や、建物更新における附置義務自転車駐車場*の整備が課題となっている。恒久的に維持で
28 きる施設の確保に努めるとともに、既存施設の利用形態の検証・見直し等による有効な利活用を
29 図り、民間と連携しつつ、大型車優先ゾーンの設置など駐輪需要への対応を進める。今後設置す
30 る公共自転車駐車場については、まちづくりに関する個別計画との整合を図るとともに、自転
31 車の走行動線及び駅周辺の歩行環境の確保を考慮し、適正な自転車駐車場の配置について検討
32 する。また、附置義務自転車駐車場*の整備が建物更新の支障となる場合は、隔地設置や地域単
33 位での設置について検討する。

基本施策6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり（P98）

①吉祥寺駅周辺

様々な人が親しみ、集い、活気と魅力があるまちであり続けるため、引き続き、都立井の頭恩賜公園等の自然環境、回遊性や界限性を備えた商業地、閑静な住宅地等、これまでに蓄積された資源を活用しながら、市民、事業者等と連携してまちづくりに取り組む。

セントラルエリアは、ハーモニカ横丁*をはじめとした吉祥寺ならではの魅力を有しているが、建築物の高経年化等の問題を抱えている。区画道路*の整備促進、附置義務駐車場*や自転車駐車場の適正配置、地区計画の策定による合理的な土地利用等により建築物の建替え促進を図る。あわせて、（一財）武蔵野市開発公社*が検討を進めているF & F ビルの更新を視野に入れたあり方について、まちづくりの観点から関与していく。

パークエリアは、公共交通利用者の利便性や歩行者の安全性の向上等の公共課題の早期解決が求められている。引き続き、南口駅前広場の事業を推進するとともに、吉祥寺大通りの広場利用や周辺街区の活用の可能性を検討し、交通環境基本方針の策定を進める。また、パークエリアの再整備に向けて、これまでのまちづくりの方向性を踏まえつつ、地域特性等の調査を進めるとともに有識者等の知見も活用し、都市基盤、芸術文化、産業・経済等の視点等から、武蔵野公会堂を含むエリア全体の将来像を立案する。将来像の立案にあたっては、事業の見える化や社会実験等を通したまちづくりへの機運醸成を図るとともに、将来像の実現に向けた土地利用等の多様な視点を明らかにするため、市や市民、まちの関係者間の対話を重ね、パークエリアの魅力のさらなる向上を目指す。

イーストエリアは、これまでの環境浄化や美化の取り組みを継続するとともに、武蔵野市まちづくり条例*に基づき民間開発事業の調整を行うことで、良好な街並みの形成に努める。また、吉祥寺シアターの立地や音楽スタジオの集積などにより新たな魅力が芽生えつつあるが、まだまちの潜在力を十分に引き出せていない。快適性や安全性、地域性を備えたにぎわいのある魅力的なエリアとするため、本町コミュニティセンターの移転にあわせて、中高生世代の居場所づくりなどの施設の複合化に向けた具体的な検討を進める。本町コミュニティセンターの跡地については地域的な背景を踏まえつつ、市有地の有効活用の可能性についても検討を進めていく。また、消防団第2分団詰所の建替え、基盤整備の基本となる市道第298号線・299号線の拡幅整備事業を行う。

ウエストエリアは、歩行者が多い道路に進入する自動車や自転車への対応や景観に配慮した道路空間の整備等、住環境と商業環境の調和に留意したまちづくりを多様な主体とともに進める。



第六期長期計画・調整計画
都市基盤分野

1

2

1

2

3

4

5

6

7

8

第 3 章

9

財政計画

10

11

12

13

14

《資料の読み方》

15

第六期長期計画・調整計画では、財政計画の詳細を第 7 章に掲載しています。

16

第二次調整計画では、「第 7 章 財政計画」のうち、④財政計画(P116～118)について見直しを行いました。また、見直しに伴い、財政計画の策定方法（P114）についても、第二次調整計画に合わせた内容に改め、冒頭に掲載しています。

それ以外の部分については、第六期長期計画・調整計画の内容を引き継ぎますので、合わせてお読みください。なお、第六期長期計画・調整計画から、今後の財政運営と、財政運営の見直し基準に係る内容を次頁に再掲いたしますので、ご参照ください。

■今後の財政運営（P114）

文中のページ表記は第六期長期計画・
調整計画冊子のページを示します。

毎年度の予算編成や予算管理を通じて財政規律を維持していくと同時に、基金や市債を活用し持続可能な財政運営を図りながら、必要な投資を行っていく必要がある。計画期間における財政運営は、次の事項に留意し、取り組んでいく。

○既存事業を見直し、経常収支比率*を今後も 88.0%以下に抑えるよう努めながら、必要な投資を行っていく。

○市債は、世代間における負担の公平を図るとともに、将来の過度な財政負担を回避する観点から、一般財源及び基金の充当とのバランスをとり、あわせて市債残高にも留意する。

○基金は、今後の公共施設や大規模な都市基盤施設の更新に対し、有効に活用していく。

■財政運営の見直し基準（P114）

今後の市政運営に大きな影響を及ぼす事態が発生した場合、いち早くそれらを察知し、早期に適正な対応を図るため、財政運営の見直し基準を以下の2段階で設定する。

1 以下のいずれかの条件を満たす場合、将来の財政状況を検証するための財政シミュレーション(P119 参照)を再度実施する。

- ① 市の人口推計が見直された場合
- ② 経常収支比率*が 88.0%を超えた場合
- ③ 将来負担比率がゼロを超えた場合

2 さらに、以下のいずれかの条件を満たす場合、財政状況が相当に悪化しているものと認識し、抜本的な歳出削減策を目的とした、市独自の財政改善計画を作成する。

- ① 経常収支比率*が 95.0%を超えた場合
- ② 将来負担比率が 100.0%を超えた場合



第六期長期計画・調整計画
財政計画

■財政計画（令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度）

第二次調整計画の実行性を担保し、規律を持った財政運営を行うため、現行計画の第 7 章財政計画のうち、④財政計画を見直す。見直しにあたっては令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までを期間とし、令和 6（2024）年 6 月末を作成時点とする。策定方法は、次のとおりとする。

- 1 財政計画は一般会計について作成する。特別会計については、各会計の財政計画を作成し、一般会計からの繰出金を推計する。
- 2 各年度の歳入・歳出は、令和 6（2024）年度予算を基準とし、それ以前の決算額や推移も参考にする。
- 3 財政計画作成時点における税財政制度に基づき、各年度の計画額を推計する。
- 4 計画期間内の各年度にはほぼ確実に予定され、見込むことができる歳入・歳出の増減は当該年度に計上する。
- 5 近年の急激な物価高騰については、今後 3 年間継続するものと見込み、令和 9（2027）年度までの計画額に反映する。それ以降は物価高騰の動向を見込むことが困難であるため、令和 9（2027）年度の水準を採用する。
- 6 第二次調整計画では武蔵野市の将来人口推計を実施しないことから、長期財政シミュレーションは実施しない。
- 7 基金残高は、過去の実績から年度ごとの決算予測を行い、基金積立金を算出し計上する。

第二次調整計画に基づく財政計画は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年
間とし、の財政計画は図表 1 のとおりであるとなる。

財政計画は今後 5 年間の市財政運営の基礎となる計画であるが、物価高騰をはじめとした社会情勢の影響により、現行計画の財政計画から 1 年間で大きく変化している。

しかし、こうした影響だけでなく、計画期間の 1 年間のずれにより、ベースとなる予算の規模や各種制度の変更等により、前提条件が変わっているため、双方の財政計画を単純に比較することは難しい。

今後は、市民税や固定資産税等の増により、現行計画から歳入の増加が見込まれる一方、引き続き学校改築事業をはじめとした投資的経費*や物件費*の増など、歳入の増分を超える歳出の増分が見込まれており、現行計画に比べて、計画期間内の基金残高は減少し、市債残高が増加していく見込みとなっている。

そのためにも、学校改築をはじめ公共施設等の更新に係る経費については、様々な工夫によりさらなる精査をしていく必要がある。

物価高騰の影響がどの程度となるかの見通しは立てづらいものの、引き続き、現行計画で定めた財政運営の見直し基準に基づき、いち早く市政運営に及ぼす大きな影響の度合いを察知し、早期に適正な対応をしていくことで、健全財政の確保に努める。

市民税や固定資産税等の収入、学校改築をはじめとする公共施設等の更新に係る支出については、物価高騰の影響もあり、見通しが立てづらい状況である。従前に比べ不確実性が高まっている点には留意が必要であるが、市政運営に大きな影響を及ぼす事態が発生した場合は、既定の財政運営の見直し基準に従い、適切に対応していく。

図表 1 第六期長期計画・第二次調整計画 財政計画

■歳入

単位：億円

	決算 令和 5 年度 (2023)	予算 令和 6 年度 (2024)	計画額					
			令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和 7～11 年度合計
市税	448	445	462	466	480	488	488	2,384
税連動交付金等	60	61	60	63	60	60	60	303
国庫支出金	116	106	111	112	119	120	112	574
都支出金	88	91	79	80	80	80	80	399
繰入金	8	44	32	42	91	128	51	344
市債	1	32	38	28	68	43	13	190
その他	73	36	35	37	37	37	37	183
合 計	794	815	817	828	935	956	841	4,377

■歳出

単位：億円

	決算 令和 5 年度 (2023)	予算 令和 6 年度 (2024)	計画額					
			令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和 7～11 年度合計
人件費	102	111	112	117	113	121	114	577
扶助費	200	198	205	205	205	205	205	1025
公債費	14	13	13	13	13	14	16	69
物件費	174	209	214	216	224	224	222	1100
補助費等	89	90	92	92	92	92	93	461
繰出金	54	58	60	59	61	61	64	305
投資的経費	57	125	108	113	214	227	115	777
その他	72	11	13	13	13	12	12	63
合 計	762	815	817	828	935	956	841	4,377

歳入のうち市税は、令和 6 (2024) 年 6 月末時点の税制をベースに見込んだ。ふるさと納税制度による減収も見込んでいるが、個人所得の増や、令和 9 (2027) 年度評価替えによる固定資産税等の評価額の上昇見込み等により、計画期間の 5 年間の市税は、増傾向で推移すると推計した。

国庫支出金及び都支出金は、扶助費*、投資的事業、その他に区分し、それぞれに対して過去の実績及び今後の投資的事業の計画から推計した。

繰入金は、投資的経費*に対する特定目的基金からの繰入れ等を 5 年間で合計 344 億円と見込む。

市債は、投資的事業における適債事業に対し、5 年間で合計 190 億円を充当するものと見込む。

歳出については、人件費は計画作成時点の制度をベースに、定年延長に係る制度改正を勘案し推計した。

扶助費*は、人口推計やこれまでの決算額の推移に、直近の制度改正の影響額を加味して推計した。児童手当制度の改正、障害者福祉サービス等に係る給付額の拡大などにより、令和7(2025)年度計画額で比較すると、現行計画における推計よりも18億円の増となっている。

公債費*は、3年据置き20年償還、借入利率は現行計画と同じく過去30年間の平均利率である1.86%で推計した。

物件費は、計画期間における光熱水費や委託料等の物価高騰、学校改築に係る備品購入費、消耗品費等を勘案し推計した。急速な物価高騰の影響等を踏まえ、委託料の上昇を見込んだことなどにより、令和7(2025)年度計画額で比較すると、現行計画における推計よりも21億円の増となっている。

補助費等は、令和6(2024)年度と同規模と見込み、学校給食費無償化の影響額を勘案して推計した。

繰出金は、特別会計ごとに作成した財政計画から5年間合計で305億円と推計した。

図表2 経常及び資本予算

単位：億円

区 分		計画額					合計額
		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和7～11 年度合計
経常予算	収 入	734	744	753	762	762	3,755
	支 出	709	715	721	729	726	3,600
	差 額	25	29	32	33	36	155
資本予算	投資的経費	108	113	214	227	115	777
	財 源	一般財源	25	29	32	36	155
		国庫支出金	7	8	15	7	52
		都支出金	10	11	12	12	57
		基金繰入金	28	37	87	47	323
		市 債	38	28	68	43	190

投資的経費*については、計画期間中には、小中学校の改築工事、複合施設整備を伴う保健センターの更新工事をはじめとした公共施設等の整備など、多額の経費を要する事業が予定されている。急速に進行する物価高騰の影響を踏まえ、今後3年間、建築費用が毎年5%ずつ上昇するものと見込み、計画額に反映させた。こうした投資的経費*は5年間で合計777億円と見込まれる。財源内訳は図表2のとおりであるが、事業費の増により、現行計画における推計よりも、基金繰入金、市債の額が大きくなっている。

1
2
3
4
5

図表3 基金と市債等の残高見込み

単位：億円

	決算	決算見込み	計画額				
	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
基金残高（一般会計）	593	603	629	647	619	559	572
基金残高合計（A）	593	603	629	647	619	559	572
市債残高（一般会計）	100	120	146	163	220	252	253
企業債残高（下水道事業会計）	77	77	78	79	80	81	82
土地開発公社借入残高	73	98	93	88	83	81	68
市債等残高合計（B）	250	295	317	330	383	414	403
基金残高（A）－市債等残高（B）	343	308	312	317	236	145	169

6
7

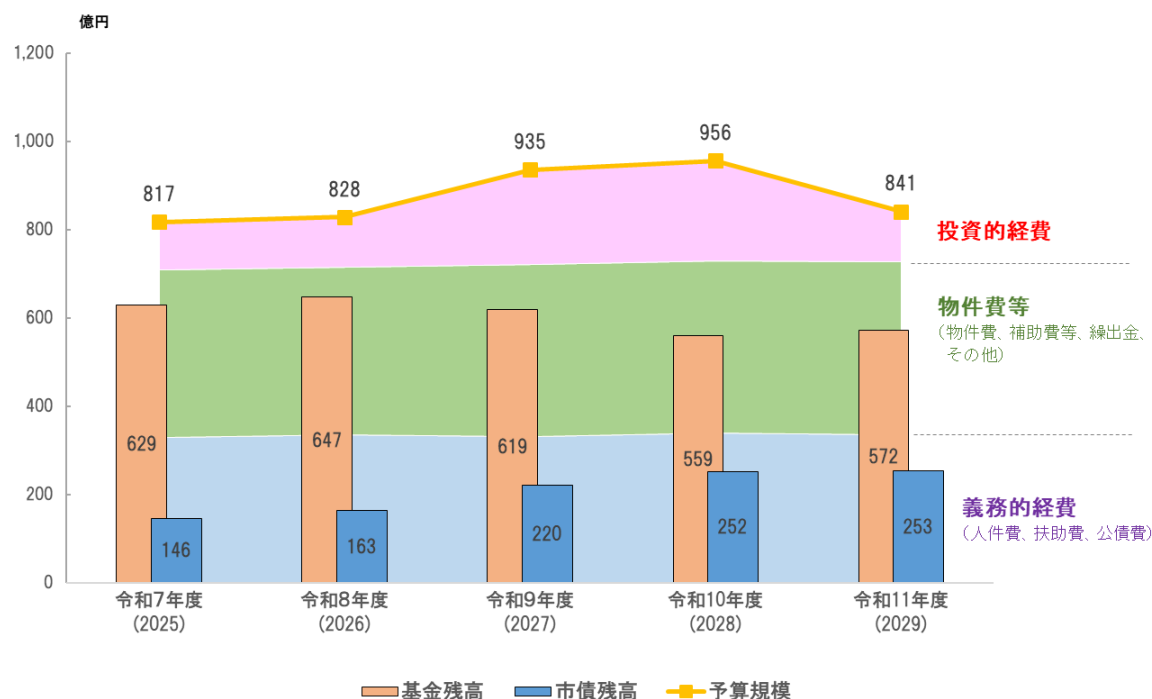
基金及び市債等の残高は図表3のとおりである。

市債残高については、対象となる投資的経費*に一定の割合で充当するための借入れによる増と、過去の借入れ分の償還による減の差額から算出した。基金残高については、投資的経費*等への充当及び財源不足を補てんするための取崩しによる減と、決算見込みにおける歳入・歳出差引額を積み立てることによる増の差額から算出した。決算見込みはこの5年間の決算額から求めた歳入の収入率と歳出の執行率を勘案して算出した。

こうして算出した結果、令和11(2029)年度における一般会計の基金残高は572億円で、5年間で57億円の減となる。

16

図表4 令和7（2025）～令和11（2029）年度における財政計画及び一般会計における
基金と市債の残高見込み（予算規模、基金、市債の推移）



令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの、5年間の財政計画及び一般会計における基金と市債の残高見込みは図表4のとおりである。

1

2

1

2

3

4

5

6

7

8

9

参考資料

《武蔵野市自治基本条例》

令和 2 年 3 月 24 日 条例第 2 号

武蔵野市自治基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 市民、議会及び市長等の役割等（第 4 条—第 8 条）

第 3 章 参加と協働

第 1 節 情報共有（第 9 条—第 13 条）

第 2 節 市民参加（第 14 条・第 15 条）

第 3 節 協働（第 16 条）

第 4 節 コミュニティ（第 17 条・第 18 条）

第 5 節 住民投票（第 19 条）

第 4 章 議会の会議（第 20 条）

第 5 章 議会と市長等との関係（第 21 条・第 22 条）

第 6 章 行政の政策活動の原則（第 23 条—第 29 条）

第 7 章 国及び東京都との関係（第 30 条）

第 8 章 広域的な連携及び協力（第 31 条）

第 9 章 平和及び国際交流（第 32 条）

付則

武蔵野市は、江戸時代に計画的な開拓が行われ、明治時代に交通網が発達してきたことなどにより、郊外の住宅都市として発展してきた。その歴史のなかで、第二次世界大戦時には、市内に開設された軍需工場が空襲の標的となり、大きな被害を受けた。このことは、今も平和を希求する様々な取組につながっている。

市政においては、「武蔵野市方式」と呼ばれる市民参加、議員参加、職員参加による基本構想・長期計画の策定をはじめとして、急速な宅地化から緑を守る取組としての武蔵野市民緑の憲章の策定、武蔵野市の市民参加の基盤となった自主参加、自主企画、自主運営のコミュニティづくり、住宅地におけるクリーンセンターの建設や運営など、市民参加のもと、市民、議会及び行政が一体となって様々な公共的課題の解決を図ってきた。

また、法令を補う独自の条例の制定や要綱による行政指導の展開、全国に先駆けてのコミュニティバス導入など、常に市民の意思を施策に反映し、市民の人権を守る先駆的な取組を行ってきた。

今後も、地方分権改革の進展などに伴い、市民にとって最も身近な基礎自治体として、自主的かつ自立的に公共的課題を解決し、地域の実情に即して市政を推進していくことがより一層求められる。

このような現状に鑑み、恒久平和の実現を目指し、子どもをはじめ全ての年代の市民一人ひとりの人権を尊重するとともに、先人たちが築き上げてきた市民自治及び市民参加の取組を将来にわたって推進していくためには、市政運営のよりどころとなる「基本的な自治の原則」を明らかにする必要がある。

ここに、武蔵野市の市民自治及び市政運営についてその基本原則を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、武蔵野市における市民自治及び市政運営に関する基本的な事項を定めるとともに、市民、市議会（以下「議会」という。）及び市長等の役割等を明らかにすることにより、市民自治の一層の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）市民 武蔵野市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者、市内に存する学校に在籍する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。

1 (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産
2 評価審査委員会をいう。

3 (3) 市 議会及び市長等をいう。

4 (基本原則)

5 第3条 市民自治の推進は、市が、市政に関する情報（以下この条において「市政情報」という。）を
6 適時に、かつ、適切な方法により、市民に対して分かりやすく提供するように努めることにより、市と
7 市民とが市政情報を共有することができるようにすることを旨として行われるものとする。

8 2 市民自治の推進は、市が、市民の市政に参加する権利を保障するとともに、市政情報の共有を通じ
9 て、市民が市政に参加する機会を保障することを旨として行われるものとする。

10 3 市民自治の推進は、市民、市議会議員（以下「議員」という。）、市長等及び市職員（以下「職員」
11 という。）のみならず武蔵野市に関わる様々な主体が、市政情報を共有して市政に参加し、協働して
12 公共的課題の解決を図ることを旨として行われるものとする。

13 4 市長は、市民、議員及び職員の参加のもとに、市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定するこ
14 とにより、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もっ
15 て総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。

16 第2章 市民、議会及び市長等の役割等

17 (市民の役割)

18 第4条 市民は、自らが自治の主体であり、かつ、民主主義の担い手であることを自覚して行動するよ
19 う努めるものとする。

20 2 市民は、現在及び将来の市民に配慮するとともに、持続可能な社会の実現に向けて行動するよう努
21 めるものとする。

22 3 市民は、互いにその自由、人権及び人格を尊重するものとする。

23 (議会の責務)

24 第5条 議会は、武蔵野市における自治の発展に寄与するよう努めなければならない。

25 2 議会は、市民の意思を市政に反映させるよう努めるものとする。

26 3 議会は、総合的かつ計画的な市政運営が行われているかどうか及び市民の意思が市政に適切に反映
27 されているかどうかについて、市長等の事務の執行状況の監視及び評価をするとともに、自らも政策
28 の立案、提言等を行うものとする。

29 4 議会は、市民参加の前提となる情報共有を図るため、何人に対しても開かれた議会の運営に努めな
30 ければならない。

31 (議員の役割)

32 第6条 議員は、市民の意思を市政に反映させるため、公共的課題及び市民の意見の把握に努めるもの
33 とする。

34 2 議員は、一部の市民の利益ではなく、市民全体の利益を追求するものとする。

35 3 議員は、市民の多様な意見を代表して、その信託に応えるものとする。

36 (市長等の責務)

37 第7条 市長は、武蔵野市の代表者として、市政を総合的に調整し、公正かつ誠実に運営しなければ
38 ならない。

39 2 市長等は、職員を育成し、及び職場環境を整備することにより市民に対して提供するサービスその
40 他の業務の質の向上を図り、もって武蔵野市に対する市民の満足度を向上させるよう努めなければ
41 ならない。

42 3 市長等は、その保有する情報を分かりやすく提供するように努めることにより、市民との情報共有を
43 図らなければならない。

44 4 市長等は、市民の意見を把握し、市政に適切に反映させるよう努めるものとする。

45 (職員の責務)

46 第8条 職員は、市長、議長その他の任命権者の監督のもとに、法令を遵守し、誠実に、公正に及び能
47 率的に職務を遂行しなければならない。

48 2 職員は、自らが自治の担い手であることを自覚するとともに、市民の信頼に応え、様々な公共的課
49 題に対して、市民全体の利益を確保する観点から職務を遂行するよう努めなければならない。

50 3 職員は、災害等の緊急時においては、市民及び関係機関と協力して市民の安全確保に努めなければ

1 ならない。

2 第3章 参加と協働

3 第1節 情報共有

4 (知る権利の保障)

5 第9条 市は、市民の市政への参加を促進するため、市民の知る権利について保障するものとする。
6 (情報公開)

7 第10条 市は、市民の市政への参加を促進するため、市政に関する情報を適時に、かつ、適切な方法で
8 公開するとともに、市民に対して分かりやすく提供するように努めなければならない。

9 2 前項に定めるもののほか、情報公開について必要な事項は、別に条例で定める。

10 (会議の公開)

11 第11条 市長等は、自らが主催する会議（当該会議における配布資料及び会議録を含む。）については、
12 これを公開する。ただし、当該会議の性質上、非公開とすべき正当な理由があると認めるときは、こ
13 の限りでない。

14 (説明責任)

15 第12条 市は、政策形成の過程を明らかにするとともに、政策、施策、事務事業等（以下「政策等」と
16 いう。）の立案、決定、実施及び評価の各段階において、その内容について市民に対して分かりやす
17 く説明するように努めなければならない。

18 (個人情報の保護)

19 第13条 市は、個人の権利及び利益を保護するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなけれ
20 ばならない。

21 2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定める。

22 第2節 市民参加

23 (市民参加の権利及び機会の保障)

24 第14条 市は、市民の市政に参加する権利及び市民が市政に参加する機会を保障するものとする。

25 (市民参加の手続等)

26 第15条 市長等は、政策等の立案及び決定の段階において、その内容及び性質に応じ、適時に、かつ、
27 適切な方法（アンケートの実施、意見交換会、ワークショップ等の開催、検討委員会等における市民
28 委員の公募、パブリックコメント手続（政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意
29 見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求めることをいう。以下同じ。）
30 の実施その他の方法をいう。）により、市民参加の機会を設けるよう努めなければならない。

31 2 市長等は、次に掲げる場合においては、原則として、意見交換会を開催するとともに、パブリック
32 コメント手続を実施するものとする。

33 (1) 第23条第1項の武蔵野市長期計画その他の武蔵野市の重要な計画を策定しようとする場合

34 (2) この条例その他の市政運営全般に関わる条例の制定又は改廃の議案を議会へ提出しようとする
35 場合

36 (3) 前2号に掲げるもののほか、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める政策
37 等を決定しようとする場合

38 3 市長等は、前項各号に掲げる場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、意見交換会
39 の開催及びパブリックコメント手続の実施をしないことができる。この場合において、市長等は、そ
40 の理由を明らかにしなければならない。

41 (1) 緊急に政策等を行う必要があるとき。

42 (2) 金銭の徴収又は給付に関する政策等を行うとき。

43 (3) 法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他軽微な変更を行うとき。

44 (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求があっ
45 たとき。

46 4 前3項に定めるもののほか、意見交換会の開催及びパブリックコメント手続の実施について必要な
47 事項は、別に規則で定める。

48 第3節 協働

49 第16条 市は、武蔵野市に関わる多様な主体が目的を共有し、適切な役割分担及び相互の協力のもと、
50 それぞれの特性を最大限に発揮し、かつ、相乗効果を発揮しながら公共的課題の解決を図る取組であ

る協働を推進するものとする。

2 前項の主体は、それぞれの自主性及び主体性を尊重するとともに、対等な立場にあることを自覚し、協働に取り組むものとする。

第4節 コミュニティ

(コミュニティの位置付け)

第17条 コミュニティとは、市民相互の対話、意見の交流及び連帯を生み出し、市民自治を築いていくための市民生活の基礎単位となるものをいう。

(コミュニティづくりの支援等)

第18条 市は、コミュニティづくりにおける市民の自主性及び主体性を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、コミュニティづくりにおける必要な支援を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、コミュニティについて必要な事項は、別に条例で定める。

第5節 住民投票

第19条 市長は、地方自治法第7条第1項の規定による廃置分合又は境界変更の申請を行おうとするときは、住民投票を実施しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長は、市政に関する重要事項（別に条例で定めるものを除く。）について、武蔵野市に住所を有する18歳以上の者のうち、別に条例で定めるものの一定数以上から請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

3 市は、別に条例で定めるところにより成立した住民投票の結果を尊重するものとする。

4 市長は、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、その結果を公表するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

第4章 議会の会議

第20条 議会は地方自治法第102条の規定に基づき定例会及び臨時会とし、定例会の回数は毎年4回とする。

2 定例会の招集の時期は、別に規則で定める。

第5章 議会と市長等との関係

(審議等の基本原則)

第21条 議会と市長等とは、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、合意形成に向けて審議を尽くすよう努めなければならない。

2 市長等は、市政運営について議会との情報共有を図るため、議会に対して、適切で分かりやすい資料を提供し、説明し、又は報告をするよう努めるものとする。

3 前項の場合において、市長等は、必要に応じて議会に行政報告（市長等が本会議又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会（次条において「委員会等」という。）において行う政策等の内容、進行状況等に関する報告をいう。）を行うよう努めるものとする。

(委員会等への市長等の出席)

第22条 市長、副市長、教育長その他関係職員は、委員会等における審査に際して議会から求めがあったときは、原則として出席するものとする。

第6章 行政の政策活動の原則

(長期計画の策定等)

第23条 市長は、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するため、武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、長期計画の策定又は見直しにあたっては、市民、議員及び職員の多様な参加の機会を確保しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、長期計画について必要な事項は、別に条例で定める。

(健全な市政運営等)

第24条 市は、市民の福祉の向上のため、市政の運営にあたっては、自らの責任において主体的に判断するとともに、行使できる権限を積極的に活用していくものとする。

2 市は、限られた財源を有効に活用し、効率的で、かつ、実効性の高い市政を運営するため、その財政の健全な運営に努めなければならない。

1 (行政手続)

2 第25条 市長等は、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民の権利及び利益
3 を保護するため、処分、行政指導等を行う場合には、適正な行政手続を経なければならない。

4 2 前項に定めるもののほか、行政手続について必要な事項は、別に条例で定める。

5 (文書管理)

6 第26条 市は、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明できるようにするため、文書（図画、写真、フ
7 ィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない
8 方式で作られた記録をいう。）を含む。次項において同じ。）を作成し、これを適正に管理しなけれ
9 ばならない。

10 2 前項に定めるもののほか、文書の管理について必要な事項は、別に条例又は規則で定める。

11 (政策法務の推進)

12 第27条 市は、法に基づいて行政を行うとともに、法を政策実現のための手段としてとらえ、主体的に
13 法令を解釈し、若しくは運用し、又は武蔵野市の特性に応じた条例を制定することにより、公共的課
14 題の有効かつ適切な解決を図るものとする。

15 (行政評価)

16 第28条 市長等は、持続可能な市政運営の実現に向けて、限られた政策資源を最大限に活用するため、
17 政策等について、必要性、効率性又は有効性の観点から、適時に、かつ、合理的な手法により評価を
18 行うとともに、その結果を政策等に適切に反映させるよう努めなければならない。

19 (財政援助出資団体)

20 第29条 市長等は、財政援助出資団体（武蔵野市が出資等を行い、その業務が市政と極めて密接な関連
21 を有している団体及び武蔵野市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要す
22 るものをいう。）の設立の趣旨を最大限に生かしていくため、当該財政援助出資団体への適切な指導
23 及び監督を行うものとする。

24 第7章 国及び東京都との関係

25 第30条 市は、市民にとって最も身近な基礎自治体として、地域における行政を自主的かつ総合的に
26 行う役割を広く担うものであることを自覚し、国及び東京都との関係において武蔵野市が分担すべき役
27 割を明確化し、並びに国及び東京都と対等な立場で連携及び協力を図るものとする。

28 第8章 広域的な連携及び協力

29 第31条 市は、各地域が相互に補完し、及び発展することを目指し、友好都市及び近隣の市区町村等と
30 の連携及び協力を行うものとする。

31 2 市は、災害が広域的に影響を及ぼすものであることに鑑み、災害時に友好都市及び近隣の市区町村
32 等の地域間で相互に協力及び支援を行うよう努めるものとする。

33 第9章 平和及び国際交流

34 第32条 市は、世界連邦宣言及び非核都市宣言の理念に基づき、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを次世代
35 に語り継いでいくとともに、恒久平和の実現を目指した活動を展開することにより、国際社会との交
36 流及び連携並びに世界の人々との相互理解を推進するよう努めなければならない。

37 付 則

38 (施行期日)

39 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、別に条例で定める日から
40 施行する。

41 (武蔵野市議会定例会の回数に関する条例の廃止)

42 2 武蔵野市議会定例会の回数に関する条例（昭和31年9月武蔵野市条例第14号）は、廃止する。

43 (武蔵野市長期計画条例の一部改正)

44 3 武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

45 (次のよう略)

《武蔵野市長期計画条例》

平成23年12月13日 条例第28号

武蔵野市長期計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）が武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号）第23条第1項の規定により策定する武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(長期計画)

第2条 長期計画は、市政運営の基本理念、当該計画期間に実施すべき政策、財政の見通し等を定めるものとする。

2 長期計画は、10年を1期として定め、当該計画期間の前期5年を実行計画とし、後期5年を展望計画とする。

3 市が実施する政策は、すべて長期計画にその根拠がなければならない。ただし、速やかな対応が特に必要と認められるものは、この限りでない。

(実行計画の見直し)

第3条 市長は、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする。

(市民等の参加)

第4条 市長は、長期計画の策定又は前条の規定による策定（以下「長期計画等の策定」という。）を行うときは、市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならない。

2 市長は、長期計画等の策定を行うときは、策定委員会を設置するものとする。

(議決)

第5条 市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。

(市長の責務)

第6条 市長は、長期計画に定められた政策の着実な実施及びその状況の管理を行わなければならない。

(他の計画との関係)

第7条 市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の日を始期とする長期計画について適用する。

付 則（令和2年3月24日 条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。（後略）

1 《武蔵野市長期計画条例施行規則》

2 平成23年12月28日規則第68号

3 武蔵野市長期計画条例施行規則

4 (趣旨)

5 第1条 この規則は、武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号。以下「条例」という。）
6 の施行について必要な事項を定めるものとする。

7 (市政運営の基本理念)

8 第2条 条例第2条第1項に規定する市政運営の基本理念とは、武蔵野市の目指すべき将来像、まちづ
9 くりの目標その他の武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）の計画期間における市政運営に
10 係る基本的な方向性を定めるものをいう。

11 (市が実施する政策)

12 第3条 条例第2条第3項に規定する市が実施する政策とは、長期計画の策定後において、新たに実施
13 する必要が生じた政策をいう。

14 (調整計画)

15 第4条 条例第3条に規定する新たな実行計画は、調整計画と称する。

16 2 市長は、長期計画の計画期間の初日から4年を経過する日までに調整計画を策定するものとする。

17 3 調整計画は、5年を1期として定める。ただし、調整計画の見直しを行い、新たな調整計画を策定
18 する場合であって、当該新たな調整計画の計画期間の終期が当該長期計画の計画期間の終期を超える
19 こととなるときは、当該長期計画の計画期間の終期を当該新たな調整計画の計画期間の終期とする。

20 (次期長期計画の策定)

21 第5条 市長は、現行の長期計画に基づく市政運営から次期の長期計画に基づく市政運営への円滑な移
22 行を図るため、当該現行の長期計画の計画期間の末日の2年前の日の翌日を計画期間の始期として、
23 次期の長期計画を策定するものとする。

24 (策定委員会)

25 第6条 条例第4条第2項に規定する策定委員会は、市政に関し広くかつ高い見識を有する者等の中か
26 ら市長が委嘱する者及び副市長で構成する。

27 2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

28 3 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。

29 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代
30 理する。

31 5 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

32 6 策定委員会は、市民、市議会議員及び市職員の意見を聴取して、長期計画又は調整計画（以下「長
33 期計画等」という。）の計画案を作成し、市長に提出する。

34 7 市長は、策定委員会から前項の計画案が提出されたときは、当該計画案を尊重して、長期計画等を
35 策定するものとする。

36 8 策定委員会の庶務は、総合政策部企画調整課が行う。

37 (施策の大綱)

38 第7条 条例第5条に規定する施策の大綱とは、長期計画の計画期間に実施すべき政策に係る具体的な
39 施策の基本的事項を定めるものをいう。

40 (実施状況の管理)

41 第8条 条例第6条の規定による管理は、武蔵野市主要事業等進行管理規程（昭和48年7月武蔵野市訓
42 令（甲）第4号）第10条の規定による進行管理会議における市長への報告その他の方法により行うも
43 のとする。

44 (委任)

45 第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

46 付 則

47 この規則は、公布の日から施行する。

48 付 則（平成24年9月26日規則第64号）

49 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

50 付 則（令和2年3月27日規則第20号）

51 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第六期長期計画・第二次調整計画策定の流れ

第二次調整計画策定にあたっては、令和6(2024)年4月に第二次調整計画庁内推進本部を設置し、市長公約のうち現行計画からは読み取ることが難しいテーマに絞って、策定を行っていくことなどの基本的な考え方を定め、7月25日に第二次調整計画策定委員会を発足した。また、議論が必要と思われる論点等について庁内推進本部において「テーマ別論点集」をまとめ、8月に公表し、策定委員会での議論の参考とした。

この「テーマ別論点集」に対して、市民や関係団体、市議会議員等から広く意見を聴取するとともに、9月には中高生世代との意見交換なども実施し、検討を重ねてきた。



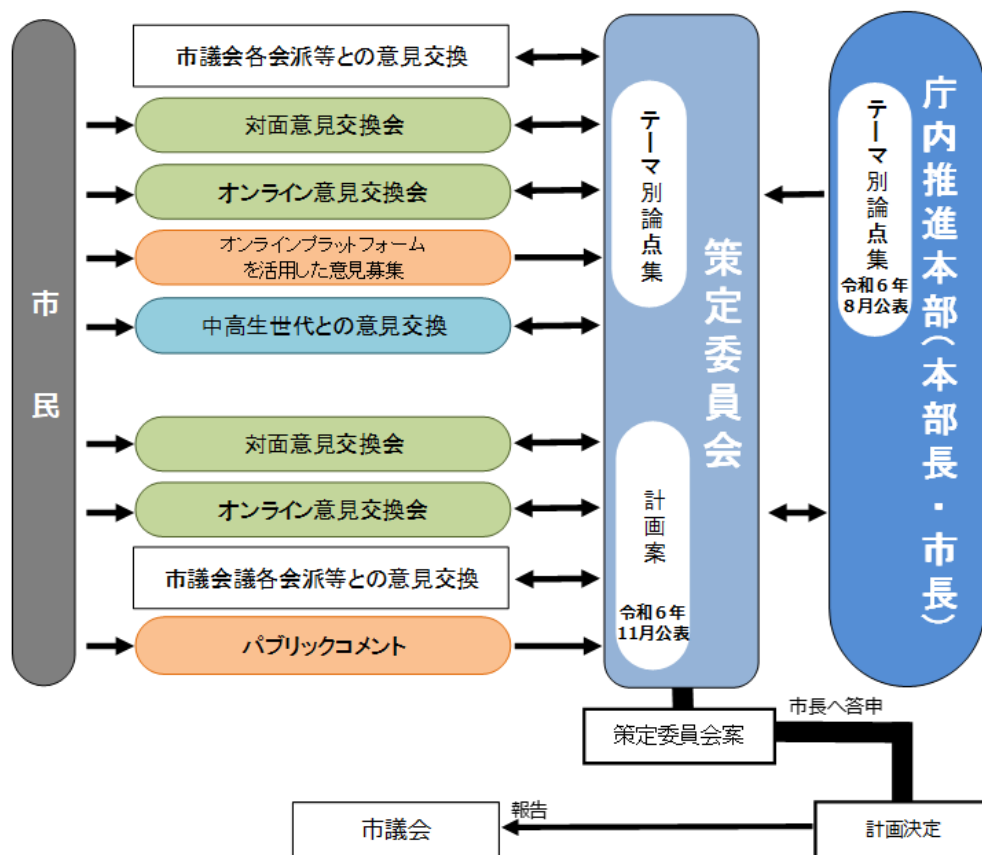
▲テーマ別論点集

公約の多くは現行計画から読み取ることができるという意見もあったが、記述の明確化や強調すべき取組み、状況の変化等に対応するため加筆修正を行うこととし、第二次調整計画の原案となる「計画案」を作成し、令和6(2024)年11月に公表した。広く意見を求め、必要な修正を行ったうえで、令和7(2025)年1月に策定委員会案を市長に答申する。

なお、第二次調整計画の策定は原則オンラインでの委員会運営を行い、さらなるDX*の推進を図り、情報共有と市民参加の機会の確保に努めてきた。

市長は委員会答申に基づいて第二次調整計画を作成し、市議会への報告、市民への公表を行う予定である。

■ 策定スケジュール



第六期長期計画・第二次調整計画公表 (令和7年3月予定)

1 用語説明

頁	用語	ふりがな	説 明
あ行			
10	(一財)武蔵野市開発公社	いちざいむさしの しかいはつこう しゃ	昭和39(1964)年に吉祥寺駅周辺都市計画事業が計画決定されたことにより、計画該当地で移転を要する商業者への対策と、吉祥寺発展の拠点的作用を担う商業核となる施設建設を推進するため、昭和43(1968)年8月に設立。現在は、事業対象区域を吉祥寺地区から全市に拡大し、まちづくり事業全般に取り組んでいる。
か行			
10	区画道路	くかくどうろ	幹線道路など一定程度の幅員を持つ道路間を接続するための本市の構想道路のこと。道路ネットワークの補完や個々の宅地間の通行のために利用されている。
13	経常収支比率	けいじょうしゅう しひりつ	毎年経常的に発生する、容易に縮減することができない人件費、扶助費、公債費等の義務的経費に、税等の経常的な一般財源がどの程度使われているかを表す、財政構造の弾力性を測定する指標。低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している。高いほど財政が硬直化し、新たな行政サービスへの対応が困難になるとされている。
16	公債費	こうさいひ	地方自治体の借入金の元金及び利子の返済に要する経費。
5	(公社)武蔵野市シルバー人材センター	こうしゃむさしの ししるばーじんざ いせんたー	定年退職後などにおいて臨時的、短期的な就業を通じて、労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的とした団体。
6	CO+LAB MUSASHINO	こらぼむさしの	令和4(2022)年度より試行実施している事業者連携事業。市内の事業者同士の連携を創出・促進して、新しい商品や事業を開発するきっかけをつくるためのプラットフォーム。実行委員会形式で運営されている。
さ行			
1	自治基本条例	じちきほんじょう れい	令和2(2020)年4月に施行。本市がこれまで培ってきた市民自治の理念や市民参加の取り組み等、市政運営のルールを明文化した。
た行			
7	地域公共交通	ちいきこうきょう こうつう	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律で「地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関」と定義されている。路線バス、タクシー、コミュニティバス等の地域公共交通とレモンキャブ等の福祉交通がある。
28	DX	でいーえつくす	デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)の略。「デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」であり、一般的に「DX」と略される。 本市では、第七次総合情報化基本計画において、DXを「市民目線で業務の見直しを行い、デジタル技術を活用し、市民の利便性と職員の業務効率を上げ、市民福祉の向上につなげること」と定義している。 以前は、ICTの推進という表現が一般的であった。
15,16, 17	投資的経費	とうしてきけいひ	道路、公園、学校、庁舎等の整備に係る費用など。

頁	用語	ふりがな	説 明
は行			
10	ハーモニカ横丁	はーもにかよこちょう	吉祥寺駅北口すぐにある横丁のこと。名前の由来は、狭い間口の商店が並ぶ様子がハーモニカの吹き口に似ていることから名付けられたといわれている。横丁に並ぶ約100軒の店は小さな店が多い。昼間は買物客で魚屋、花屋、和菓子屋などの物販店が、夜は飲食店、居酒屋などがにぎわう。昭和20年(1945年)に駅前マーケットが出現したのが始まりで、いわゆる戦後の「闇市」と言われたものがハーモニカ横丁のルーツとされる。
9,10	附置義務自転車駐車場	ふちぎむじてんしゃちゅうしゃじょう	官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場、共同住宅等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者が、指定区域内に当該施設を新築、増築又は改築しようとする場合に、当該施設若しくは敷地内、又はその周辺に設置しなければならない自転車駐車場。
15,16	扶助費	ふじょひ	児童福祉、生活保護など、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。
6	ふるさと応援寄附	ふるさとおうえんきふ	ふるさと納税制度本来の趣旨に鑑み、武蔵野市の魅力の発信、地域産業の振興並びに市政の充実及び財源の確保を図るため、令和元(2019)年10月1日から武蔵野市が実施するふるさと納税制度の呼称。
5	フレイル	ふれいる	加齢とともに、心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能障害が起きたり、要介護状態となったり、疾病等の重症化を招くなど、心身の脆弱化が出現するが、一方で、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態のことを指す。
ま行			
10	まちづくり条例	まちづくりじょうれい	本市のまちづくりの基本的な考え方、都市計画等の決定等における市民参加の手続、開発事業等に関わる手続・基準等を定めた条例。市民等・開発事業者・市が協力し、計画的にまちづくりを行い、快適で豊かな都市環境を形成することを目的としている。
7	ムーバス	むーばす	市内に存在するバス交通の空白・不便地域を解消することと、高齢者などが気軽に安全に街に出ることを目的として運行されている本市のコミュニティバスの愛称。運賃を100円の均一料金にし、高齢者の歩行距離を考慮した200m平均の短いバス停間隔、住宅街の狭い道路に対応した小型バスなど、利用しやすさ、使いやすさに配慮している。平成7(1995)年に運行開始。
ら行			
6	リスキリング	りすきりんぐ	新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する/させること。雇用主が被雇用者に「実務に必要となる新たな知識やスキルを獲得させる」ことを想定している。
7	リフトタクシーつながり	りふとたくしーつながり	身体の不自由な人や寝たきりで外出が困難な方等の外出を支援するための、リフト・寝台付きタクシーを用いた移送サービス。乗務員はヘルパーや患者搬送等の資格を有しており、車いすや寝台での外出に対応するほか、エレベーターのないアパートやマンションからの外出についても支援を行うことができる。市は運行を実施する事業者と協定を結び、リフトタクシーの運行及び維持管理等に要する経費を補助している。
7	レモンキャブ	れもんきゃぶ	バスやタクシー等の公共交通機関の単独での利用が困難な高齢者や障害者(要介護者や障害者手帳取得者等)の外出を支援するための移送サービス。商店主を中心とした地域のボランティアが福祉型軽自動車(レモンキャブ)を運転し、ドア・ツー・ドアのサービスを提供している。

1 第六期長期計画・調整計画の付表及び参考資料

4 第六期長期計画・調整計画の付表

付表 1 調整計画全体に関わる視点と「基本施策」・「施策」との関係

付表 2 施策体系図

付表 3 主な事業の実施予定及び概算事業費

付表 4 武蔵野市第六期長期計画・調整計画に位置付けた 33 の基本施策と
SDG s の 17 の目標との関係



14 第六期長期計画・調整計画の参考資料

参考資料 1 武蔵野市自治基本条例

参考資料 2 武蔵野市長期計画条例・条例施行規則

参考資料 3 第六期長期計画の議決事項

参考資料 4 各分野における個別計画

参考資料 5 第六期長期計画・調整計画の流れ

参考資料 6 用語説明



－第六期長期計画・第二次調整計画策定委員会委員－

◎岡部 徹	東京大学 副学長、教授
○中村 郁博	東洋大学経済学研究科公民連携専攻 教授
木下 大生	武蔵野大学人間科学部社会福祉学科 教授
久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 常務理事
古賀 祐輝	公募市民委員 (第六期長期計画・調整計画における一般公募により選出)
鈴木 雅和	筑波大学芸術系 名誉教授
箕輪 潤子	武蔵野大学教育学部幼児教育学科 教授
吉田 勢津子	公募市民委員 (第六期長期計画・調整計画における一般公募により選出)
伊藤 英穂	副市長
荻野 芳明	副市長

◎:委員長 ○:副委員長